ウ　下記に掲げる事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。
北海道　パソナ・札幌
宮城県　パソナ・仙台
東京都　パソナ
愛知県　パソナ・名古屋
大阪府　パソナ・大阪
広島県　パソナ・広島
香川県　パソナ・高松
福岡県　パソナ・福岡
沖縄県　人材派遣センターオキナワ
エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。
オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留によるものとし、平成26年１月６日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、11,300円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は郵送により交付する。なお、平成26年２月17日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、臨床検査技師国家試験臨時事務所に問い合わせること。
６　合格者の発表　試験の合格者は、平成26年３月31日（月曜日）午後２時に厚生労働省及び７の⑵に掲げる各地の臨床検査技師国家試験臨時事務所にその受験地、受験番号を掲示して発表する。
７　手続及び問い合わせ先
⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。
臨床検査技師国家試験臨時事務所　東京都中央区日本橋１丁目20番５号　郵便番号103―0027　電話番号03（5200）5858
⑵　受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記のとおりとする。

パソナ・札幌国家試験担当	北海道札幌市中央区北五条西２丁目５番　ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ16階　郵便番号060―0005
パソナ・仙台国家試験担当	宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン18階　郵便番号980―8485
パソナ国家試験担当	東京都千代田区大手町２丁目６番４号　郵便番号100―8228
パソナ・名古屋国家試験担当	愛知県名古屋市中区栄３丁目６番１号　栄三丁目ビル（ラシック）10階　郵便番号460―0008
パソナ・大阪国家試験担当	大阪府大阪市中央区淡路町４丁目２番５号　パソナグループビルアネックス　郵便番号541―0047
パソナ・広島国家試験担当	広島県広島市中区紙屋町１丁目１番17号　広島ミッドタウンビル８階　郵便番号730―0031
パソナ・高松国家試験担当	香川県高松市亀井町２丁目１番　朝日生命高松ビル１階　郵便番号760―0050
パソナ・福岡国家試験担当	福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル13階　郵便番号810―0001
人材派遣センターオキナワ国家試験担当	沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階　郵便番号900―0015

８　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成25年12月２日（月曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は臨床検査技師国家試験臨時事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
９　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

臨床検査技師試験委員の公告

第60回臨床検査技師国家試験の試験委員を次のとおり公告する。
平成25年９月２日
厚生労働大臣　田村　憲久
試験委員長　三井田　孝
副委員長　山田　俊幸
委員

青木　裕志	石橋みどり	石原　美弥
今福　裕司	大澤　進	岡崎　充宏
海渡　健	梶原　道子	狩野　繁之
河合　昭人	木村　聡	近藤　弘
紺野　啓	坂巻　文雄	杉谷　雅彦
鈴木　利明	田中美智男	照屋　浩司
東田　修二	戸塚　実	友田　豊
鳥居　本美	長嶋　洋治	羽場　礼次
福長　一義	本田　孝行	松浦　知和
松下　正	村上　正巳	山内　一由
山口　直人	吉田　博	四方田幸恵
依藤　史郎		

第49回理学療法士国家試験の施行

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第10条の規定により、第49回理学療法士国家試験を次のとおり施行する。
平成25年９月２日
厚生労働大臣　田村　憲久
１　試験期日
⑴　筆記試験　平成26年２月23日（日曜日）
⑵　口述試験及び実技試験　平成26年２月24日（月曜日）
２　試験地
⑴　筆記試験　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県及び沖縄県
⑵　口述試験及び実技試験　東京都
３　試験科目及び試験方法
⑴　筆記試験　一般問題及び実地問題に区分して次の科目について行う。ただし、点字試験受験者に対しては、実地問題については行わない。また、視覚障害者に対しては、弱視用試験又は点字試験による受験を認め、点字試験受験者に対しては、試験問題の読み上げの併用による受験を認める。
ア　一般問題　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
イ　実地問題　運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
⑵　口述試験及び実技試験　点字試験受験者に対して、実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
４　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第11条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第６項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、３年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成26年３月20日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を得た者で、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
⑶　法の施行の際（昭和40年８月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、理学療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中の者であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業したもの
５　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年厚生省令第47号。以下「規則」という。）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
なお、弱視用試験、点字試験又は点字試験と試験問題の読み上げの併用を希望する者は、受験願書の右上に「弱視用試験希望」、「点字試験希望」又は「点字試験と読み上げ希望」と朱書きで記載すること。